

◎地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	愛宕山下刈業務	令和7年6月2日から 令和7年8月29日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和7年6月2日	571,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第41条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
2	大沢鍾乳洞草刈業務	令和7年6月2日から 令和7年9月30日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和7年6月2日	70,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第41条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。